平成２４年（フ）第６７５号
堺市堺区榎元町１丁２番21号　下電文化２Ｆ206号、住民票上の住所堺市北区金岡町1620番地　大阪府営堺白鷺東住宅３棟212号
債務者　小杉　健造
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６８３号
大阪府羽曳野市西浦６丁目２番４―202号
債務者　伊達　俊雄
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６９３号
堺市堺区緑ヶ丘中町３丁１番15号　上野芝コートＡ―102号
債務者　金山　勇太
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６９７号
堺市中区東山831番地１　朝日プラザ泉北深井603号
債務者　トウモウこと　小野　英世
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７０３号
堺市中区福田733番地11
債務者　湊　志奈子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第７１５号
堺市南区檜尾3067番地
債務者　福永　優治
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０号
島根県出雲市今市町1215番地１　サンディモーラ401
債務者　福岡　和男
1　決定年月日時　平成24年７月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第１１号
島根県出雲市今市町808番地60
債務者　福岡美奈子
1　決定年月日時　平成24年７月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第５１０号
福岡市中央区谷２丁目16番35号
債務者　則武　展博
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１９号
群馬県邑楽郡大泉町朝日３丁目14番11号
債務者　新井由美子
1　決定年月日時　平成24年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月17日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２４０９号
愛知県あま市甚目寺大渕67番地２
債務者　吉尾　貴子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７２号
北海道岩見沢市３条西16丁目１番地　市営住宅１号棟208号室
債務者　新鞍　　勇
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第７３号
北海道夕張市清水沢清陵町75番地１
債務者　飯沼　信幸
1　決定年月日時　平成24年７月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第８６号
青森県八戸市大字白銀町字姥久保４番地５　惣宝アパート４―６号、前住所青森県八戸市大字市川町字桔梗野15番地63
債務者　高橋　洋子
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第７６号
岐阜県土岐市駄知町1268番地の15、従前の住所岐阜県多治見市前畑町１丁目23番地　メイゾン陶都201
債務者　有賀加奈子
1　決定年月日時　平成24年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第１２０３号
名古屋市南区鳴浜町７丁目１番地　第３森市ビル303号
債務者　垣花麗子こと　ＫＡＫＩＮＯＨＡＮＡ　ＡＮＮＡＢＥＬＬＥ　ＤＯＦＲＥＤＯ
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２２６号
名古屋市瑞穂区新開町13番14号　市営北新開荘205号
債務者　杉山　美治（旧姓牧）
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部